

決算審査特別委員会記録

＜南部東部振興・農林部・警察本部＞

開催日時 平成29年10月16日(月) 10:04～13:39

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
川口 延良 副委員長
池田 慎久 委員
川田 裕 委員
井岡 正徳 委員
森山 賀文 委員
阪口 保 委員
中野 雅史 委員
奥山 博康 委員
和田 恵治 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事
中澤 会計管理者(会計局長)
辻本 総務部長
山本 南部東部振興監
福谷 農林部長
安田 警察本部長
星場 警務部長
大久保 生活安全部長
藤本 刑事部長
今谷 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 議第65号 平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分

及び決算の認定について

議第67号 平成28年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

理事者においては、宮本警察本部交通部長が欠席をされていますので、かわりに桑原交通部参事官が出席されていますので、ご了解を願います。

なお、本日1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室をしていただきます。

○山村委員 それでは、最初に林業について伺います。奈良県では林業・木材産業振興プランを策定されまして、高級材を選んで出荷する林業から、木材の丸ごとを生かすA、B、C材全てを搬出して、多用途に供給する林業への転換ということを掲げて取り組んでおられますが、途中ではありますが、これまでの取り組み状況や実績、また課題などについて伺いたいと思います。

○熊澤林業振興課長 奈良県林業・木材産業振興プランについてのお問い合わせです。平成27年7月に、県議会の承認を得て策定した奈良県林業・木材産業振興プランでは、A、B、C材全てを搬出して多用途に供給する林業への転換を挙げ、その数値目標として平成32年度に県産材生産量25万立方メートルの達成を目指しているところです。

平成28年度の県産材全体の生産量は17万8,000立方メートルです。プラン策定時の基準年である平成25年度の実績14万8,000立方メートルに比較して、3万立方メートル増加しています。その内訳を見ますと、建築用材であるA材は10万8,000立方メートル、対基準年比84%と減産している一方で、集成材ラミナ、合板用材であるB材については3万立方メートルで、同375%、チップ用材であるC材は4万立方メートルで、同364%と大幅に増産しているところです。

このような状況の中、今後も引き続き集約化、団地化による利用間伐の推進などの森林施業の拡大や素材生産基盤の強化や担い手の育成など素材生産力の拡大という、川上側の取り組みを推進することによって、平成32年度の政策目標の達成に向けて努めていきたいと考えています。以上です。

○山村委員 A材以外ではかなり伸びているということで効果的に進められているかと思えます。

木材のこういう取り組みを通じて、新規に林業に就労された方や、雇用がふえているな

どという点ではいかがでしょうか。

○熊澤林業振興課長 林業の雇用の話ですが、平成27年、28年の2年間で現在72名の増を確保しており、平成32年度のプランの目標100名の新規雇用を目指しています。以上です。

○山村委員 わかりました。建築材になるA材の部分でもう少し需要がふえるとか、利用が進むことが期待されると思うのですけれども、全体としてどの材も売れる価格の安定というか実際にそれで収入がふえる状況をつくっていくことが大事かと思っています。

そういう点では、今後、課題も整理されていると思いますが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律も施行されていますけれども、実績としてはまだそんなに上がっていない状況でもありますし、木造の建物を建てるという意味での建築技術者、設計技術者、あるいは燃えにくい建物にする開発などという点を効果的に改善していくことになれば、奈良県産材の非常にいい部分をもっと普及できることにもつながるのではないかと思います。A、B、C全てにおいて新たな事業をふやしていただいで、雇用促進に結びつくように、今後努力していただきたいと思います。それは意見として述べておきます。

次に、農業についてお伺いします。農家の高齢化で従事者が減少する中で、新たな担い手を育てることが非常に待ったなしですけれども、政府でも青年就農給付金制度がスタートされて、県でも旧の農業大学校での若い方や新規に農業を目指す人を養成されたり、支援をしておられます。そういう中で、新たに農業に従事したいと来られた人にとって、農地の確保が大変難しいと聞いています。その点で苦勞されていると聞いていますが、農地のあっせんという点で県の取り組み、実績はどうかお伺いします。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 山村委員がおっしゃったとおり、新規就農者が入る際には農地のあっせんが極めて重要になってくると考えています。新規参入者への農地のあっせんについては、橿原市に所在する公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターが行っています農地中間管理事業を活用して、就農を希望する地域の農地を紹介しているところです。

実績は、新規参入者の農地のあっせんについて、平成26年度には4件で0.9ヘクタール、平成27年度に14件で5.9ヘクタール、平成28年度に27件、8.2ヘクタールとなっています。本年度9月末までの状況は23件で、8.3ヘクタールの実績となっています。

新規参入者が借入を希望する農地については、面積や接道の状況等に関して条件のよい農地の借入を希望する傾向が強く、希望に沿うことが難しい場合もあり、そういったところが課題であると認識しています。このため、土地持ち農家などの農地を、使っていない農家の農地の出し手への働きかけを行って、より多くのあっせん可能な農地を確保することが必要と考えています。

県では、こういった農地に限らず、新規就農者の支援をするために、県庁、農林振興事務所に担い手ワンストップ窓口を設置して、新規参入の希望者などの相談業務に当たっているところです。以上です。

○山村委員 農地のあっせんでもいろいろ努力をされており、新規に参入された方々が定着できるための援助で、それ以外の面でも取り組んでいただいているようですけれども、お聞きしているのは、先ほども言われましたように、希望する農地がなかなか見つからないということでマッチングが難しい状況もあると思います。全国的な例でも農地の中間管理機構の実績で見ると、受け入れる農地の確保が非常に進んでいる県と、とてもおこなっている県とで格差がすごくあるように思うのですけれども、それぞれの県の独自の意識の違いがあると思いますけれども、市町村と密接な連携を深めた上で新しい方が参入しやすい状況をつくっていただきたいと思っています。

その点については以上ですが、新規に就農された方はどのくらいいらっしゃるのか、教えていただきたいと思っています。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 近年ですと年によって50人から70人ほどで変動がありますけれども、奈良県下に新規参入する方、農外から、法人雇用も含めて年間60人程度です。

○山村委員 本当に農家を続けていくのが高齢化している大変な中で、そのように新しい人が来てくださるのはとても心強いですし、食料の自給という点からも、農地を保全して環境を守るという点でも大切なことだと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校給食の地産地消について伺います。地産地消については、目標を持って国でも進められていますけれども、奈良県でも各地で地域の方が主体となって、学校、地域のお母さん、農家の皆さんなどが取り組みをされていると思うのですけれども、県の取り組みの現状が、どう進んでいるのか、その辺を伺いたいと思っています。

○辻本マーケティング課長 学校給食についてのお尋ねです。県内の公立学校における食

材の地場産物の活用割合については、平成28年度で食品数の約19%で、県教育振興大綱の目標とする全国平均である25.8%に到達していないのが現状です。

ただ、県では、平成27年度からJAならけん、給食関係者、県関係機関で構成される学校給食における地場産物活用プロジェクトチームを立ち上げまして、地場産物の安定供給に係る協議を進めています。平成28年度から平成29年度にかけては、磯城郡3町をモデル地域として、地元産の大根やタマネギを活用した給食を提供しています。

また、地場産農産物を使用した加工品、漬物、ふりかけ等のサンプルを試作して、学校給食関係者に試食や評価をしていただく機会を設けるなど、学校給食に利用できる加工品開発に向けた取り組みも行っています。

さらに、本年度については、文部科学省の委託事業である社会的課題に対応するための学校給食の活用事業を活用して、河合町をモデルとして、地場産物の紹介リーフレットの作成や地場産物活用レシピの開発とその献立による給食の提供などに取り組んでいるところです。以上です。

○山村委員 目標に向けて取り組んでいるということですが、安心な食材といえますか、地域の顔が見える農家の方の食材が一番子どもたちにとって安全ではないかと思っています。今、いろいろモデル事業などもやっていただいているようですが、これを普及をしていくために、県として打開策があるかどうかお伺いします。

○辻本マーケティング課長 現状では、申し上げた事業を進めることで、成功事例をたくさんつくっていったって、各市町村の教育委員会等々にも協力していただかないと進んでいかないので、そちらに対して働きかけを進めていきたいと考えています。以上です。

○山村委員 では、頑張ってくださいと思います。

次に、防犯カメラの設置についてお伺いします。監視カメラの設置が非常に急速に進んでいます。いろいろな理由があって進められているとは思っていますが、一歩間違えれば監視社会となるおそれもあります。そういうことで、県警察においては、県下の監視カメラの設置状況はどのように把握をされているのか、また実態はどうなっているのかを伺いたいと思います。

○大久保生活安全部長 自治体や自治会などが街頭に設置している防犯カメラは、平成29年8月末現在、県下176カ所729台を把握しており、その他スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどにおいて防犯カメラが多数設置されていることは承知していますが、その台数について全てを把握しているわけではありません。

防犯カメラは犯罪の予防や犯罪発生時の対応など、安全安心なまちづくりを推進する上で有効な手段だと考えています。一方、防犯カメラの設置には、プライバシーの保護に十分配慮することが重要であると認識しています。このようなことから、県警察が設置する防犯カメラは、撮影データの適正な管理及び利用の確保、プライバシーの保護、防犯効果の確保など管理運用に関する部内規程を定めるとともに、設置場所には防犯カメラ作動中の明示をするなど、適正に管理しているところです。

また、自治体や自治会が街頭に防犯カメラを設置する場合においても、プライバシー保護に十分な配慮が必要であるという観点から、管理運用規程を定めて、適正な運用が図られるよう県警察から具体的な助言を行うとともに、設置、運用に関するノウハウについて支援に努めているところです。以上です。

○山村委員 お答えいただいたように、監視カメラの運用に当たっては、誰が責任を持って管理するのか、誰がどのように利用するのか、その映像はいつ廃棄されるのかなど、運用の実態を住民にきちんと知らせるとともに、適正に管理されなければ個人のプライバシーが守られないと思います。

お答えいただいたのは、警察内部での運用規程で、それに準ずるものを市町村でもお知らせをして、設置するときには指導されているということだと思うのですが、法的に規制をする条例という点ではどうなのか。例えば、防犯カメラ設置条例が各市町村にあるのか、法的根拠という点でいえばどうなのかと疑問に思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

○大久保生活安全部長 条例等はありませんけれども、運用規程ということで自治体、自治会が定めているところです。

なお、スーパーマーケット等の民間施設が防犯対策のために設置する防犯カメラについては、各施設管理者において自主的にプライバシー保護を図っていただくべきものと考えています。以上です。

○山村委員 警察が設置しているカメラに限っていいましたら、これは警察の責任になると思うのです。民間の方や、自治体などが設置している部分は、それぞれ民間や自治体の責任です。どちらにしても、どこが設置をするにしても、統一した規制や管理をするきちんとした条例などがないと、そのことについて不利益を受けたことについてどう守られるのかという点で問題が生じてくるのではないかと危惧しています。

先ほどのお答えでは、県下で729台ということで相当数に上っており、町中にカメラ

がたくさんあるという状態ですが、それとともに、警察として設置をされている監視カメラの中で、例えば、スーパー防犯灯と言われる街頭緊急通報システムや、コンビニなどに警察と直通の監視カメラというものも登場していると聞いています。奈良県においてはそういうものはどのように運用しているのか、聞きたいと思います。

○大久保生活安全部長 重ねてになりますけれども、先ほど申し上げたように、自治体と自治会、警察においては管理規程で運用しています。民間のものについては民間個々で行っており、今のところ条例は各市町村、県においてもありません。

しかし、山村委員がおっしゃいましたように、プライバシー保護に関することは大変重要ですので、警察としても助言はしているところです。以上です。

○山村委員 そのことはわかっていますけれども、具体的に、警察直通の監視カメラ、例えば、コンビニなどに設置する、スーパー防犯灯と言われる街頭緊急通報システムという設備は、県警察では運用されているのかをお聞きします。

○大久保生活安全部長 県警察として管理している防犯カメラについては、五位堂に1カ所、3基あります。それから先ほどスーパー防犯灯と言われましたけれども、西大寺に過去にありましたが、現在は運用していません。以上です。

○山村委員 わかりました。やりとりしていても同じことですがけれども、憲法第13条で個人の私生活上の自由の一つとして、何人もその承諾なしに、みだりにその容姿や姿態を撮影されない自由を有することになっていますので、監視カメラの個人情報保護という点での法整備がやはり必要であると思います。

最近になって、いわゆる共謀罪法も制定をされました。テロ対策が口実になっていますけれども、犯罪を計画段階から捜査をすることになりましたら、さまざまな形での監視がなされなければ捜査になりませんので、警察はきちんと運用しているとおっしゃるけれども、私たちとしては非常に不安が残る面があります。

さらに、凶悪犯罪は、この間、一貫して減少してきています。本当にこの2年ほど見ても1,000件を下回っていると思いますし、その半数は家庭内での殺人になりますので、監視カメラが防犯、犯罪防止に効果があるのだとしたら、家庭の中にもつけないといけないというナンセンスなことになってしまうと思うので、このことだけを突出して進めていくのではなくて、防犯についてはさまざまな取り組みがあると思っています。

ですので、今後の課題として法整備を警察がやるかどうかは別にして、全体の問題ですので、求めていきたいと思っています。その問題については以上です。

次に、横断歩道、停止線、中央線など道路上の白線が消えていることについて、多くの声が聞こえてきています。最近、走りにくい、中央線が見えなくて困っているという声が非常に多いように思うのですけれども、その管理はどのようにされているのか、伺いたいと思います。

○桑原交通部参事官 横断歩道等の整備状況の質問です。まず、横断歩道や停止線については警察で管轄しているわけですが、横断歩道や停止線等の道路標示の点検については、毎月1日、これを交通安全施設の一斉点検日ということで設けて点検をしたり、それから日常街頭警察活動を行っている間に点検を実施をしています。それから、教育委員会や道路管理者との合同点検を実施して、道路標示が摩耗している箇所の把握に努めています。

道路標示の補修については、道路標示の点検結果のほか、地域住民からの要望や道路管理者からの連絡を受けた各警察署からの上申に基づいて、緊急性の高いところから補修箇所を順次選定しており、本年度における道路標示の補修については、8月に施工業者を決定して、順次、今後補修作業を実施していくところです。

県警察としては、今後も点検等によって補修が必要な道路標示の把握に努めるとともに、道路管理者と連携して補修を進めるなどして、道路標示の適正な維持管理に努めていきたいと考えています。以上です。

○山村委員 点検をやっていただいて、計画的に進めていただいているということですが、それにしても、とても苦情が多いのですけれども、そういうことで発見されて、これはやらなくてはならないとなったことについては、その年度に全て対応していただいていると解しているのでしょうか。

○桑原交通部参事官 それぞれ毎年要望等が上がってきて、調査も実施していますけれども、それぞれ予算の制約もありますので、予算の範囲内でできる限りの補修を行っているところです。警察としても、今後も歩行者の横断中における安全を確保するために、予算の範囲内でできる限り補修を行っていきたいと考えています。

○山村委員 予算の制約ということですが、道路がある以上、安全のためにどうしても補修しないといけないと思うのですけれども、そういうものについては、必ず全部対応できる予算にすべきではないかと思うのです。いろいろな予算があると思いますので、上限を定めてそこまでしかできないということもあるかもしれないけれども、命にかかわって、しかも非常に大事な対策なので、ものすごい道路をつくるほどお金がかかるもので

もないと思いますし、必要なところは全て行っていただく予算配分とならないのか、それが疑問ですけれども、それはどうしてならないのでしょうか。

○桑原交通部参事官 要望はそれぞれその年度年度で調査をしており、それで上がってくるというところもあります。できる限り要望についてはそれを満たしていきたいと考えていますけれども、要望が上がってきたところについては、それぞれ現場の調査も実施しています。現場の調査を実施して、より緊急性の高いところ、例えば、小学生の通学路のようなところは最優先で実施しなければなりません。その辺も踏まえて、緊急性の高いところから順次実施しています。

○山村委員 そのやり方はわかるのですが、予算については上限を決めて、その枠の範囲でしか対応できないのではなく、要望があつたり、実際に傷んでいるということがあれば全て対応するという予算の組み方に変えるべきではないかと思います。

そうしないと、本当に安全を守っていけないと思いますので、そこは考え直していただきたいと申し上げて、終わります。

○池田委員 私から農林部に1点だけ質問をします。

内容は、被害が広がっているナラ枯れの件です。ナラ枯れの被害について、平成28年度決算ですが、昨年度どのような対策を打たれたのか、また決算額についてもご説明をいただきたいと思います。

○阪口森林整備課長 ナラ枯れについての対策と、どのぐらいの費用で実施したかについてですが、具体的な対策の方法は3つありまして、まず伐倒くん蒸と言いまして、ナラ枯れで侵された木をまず倒して、1メートルぐらいの長さに小切って、集積して、そこに薬をかけて、ビニールシートで覆って薬でいぶすという方法が1点。あと、幹に幅の広いビニールを巻きつけて、虫が入らないように、脱出しないようにという方法をとるビニール被覆、3つ目が危険箇所ではナラ枯れで枝などが落ちそうなところを伐倒するという、被害木の伐倒の3つの方法でやっています。

具体的な事業については、森林環境税を活用した緊急森林被害対策事業により実施をしています。事業費の2分の1を市町村に補助する事業ですけれども、風光明媚な景観が損なわれるおそれがある森林などを市町村の要請により保全すべきナラ、シイ、カシ類林に、またその周辺を被害防除地域にそれぞれ県が指定することとし、それ以外の地域であってもナラ枯れ被害による枯れた木の倒木や、枯れた木から落ちる枝によって、住宅や道路などのインフラに二次被害を及ぼすおそれがある森林において、対策を実施する市町村に対

して事業費の2分の1以内を補助をしています。平成28年度に対策を講じた費用は、決算額で5市町、奈良市、大和郡山市、橿原市、生駒市、王寺町に対して、734万6,000円となっています。以上です。

○池田委員 森林環境税を財源として緊急対策で事業費の2分の1を補助をしていただいております。実績としては平成28年度で734万円余りということです。

決算資料を見て、数字が合わないのがこれが全てではないのしょうけれども、資料「平成28年度主要施策の成果に関する報告書」131ページに伐倒駆除材の体積が154立方メートル、薬剤注入が207本と書いてあるのですが、これがナラ枯れの対策になるのでしょうか。このページの森林病虫害等防除事業とは違うのですか。

○阪口森林整備課長 これは、ナラ枯れではなくて、松くい虫の防除対策事業です。

○池田委員 私が取り違えをしていました。

いずれにしても、ナラ枯れの被害は、年々拡大しているように感じています。真っ赤に染まってしまうということで、先ほどの説明のとおり、景観にも非常に悪いと思います。早期の対策とイタチごっこになるのかもわかりませんが、抜本的な解消に向けて取り組んでいく必要があるかと思っておりますけれども、市町村と連携をしながら、まず市町村が窓口となって実態を把握をして、それが県に報告というかヒアリングで上がってきて、これに対して予算を配分をしていくという流れだろうと思っておりますけれども、では、果たして市町村がしっかりと自分のところの自治体のナラ枯れの状況を十二分に把握できているかというところ、決してまだまだそうではないのではないかと、まだ追いついていないのではないかと感じています。そういう意味では、市町村からの報告のみならず、県としても実態把握をきちんと何かの形で進めていく必要があるかと思っておりますけれども、県として被害の状況、拡大について、どのように認識をされているのか、改めてお答えいただきたいと思っております。

○阪口森林整備課長 ナラ枯れは、平成22年から奈良県で発生しているのですが、平成27年度までは奈良市や生駒市など北部を中心に発生、平成28年度は橿原市と県中部地域にも、そしてことしは県東部地域でも被害が確認されており、被害が拡大している状況です。

市町村だけに把握していただくのではなくて、県も平成27年度からは奈良県ナラ枯れ対策協議会を設置して、年3回開催しています。その中で、我々が知っている情報や、市町村から上げていただく情報を取りまとめて、今後の対策に生かしていく方法をとって

ます。あとは地上からだけでは被害が把握しにくいということで、ナラ枯れがほぼおさまる9月末、ことしでいいますと9月29日にヘリコプターを飛ばして、状況を確認をしています。

今後の取り組みとしては、協議会等も含めて状況を把握し、来年以降の対策に持っていきたいと考えています。以上です。

○池田委員 ご答弁のとおり、県北部から中部、今年度は東部にも被害の拡大が認められるということです。ちなみに平成29年度の、予算はどれぐらいでしょうか。

○阪口森林整備課長 平成29年度予算については、3,052万5,000円。前年度の4倍弱となっています。以上です。

○池田委員 随分予算もふやしていただいたということで、決算額からすると約4倍以上です。4倍の予算を今年度は確保して、対策を打っていただいているということです。県もご認識のとおり、被害はやはり拡大しているということ、改めて把握できました。

繰り返しになりますけれども、市町村、所有者や住民の方から寄せられる情報をもとに、実態把握、対策になってくるかと思えますけれども、臨機に対応できる予算の枠どりを持っていただきたいと思っています。

私も専門ではないので詳しいことはわかりませんが、対策を打つべき時期があったり、できるだけ早い対応が必要であるということをお聞きしますので、予算が3,000万円です。足りるのか、もう少しふやしていかないといけないのかも含めて、十分実態把握に努めていただいて、被害ができるだけおさまるように、解消できるように、ご努力をお願いをして、私の質問を終わります。

○阪口委員 私からは2点質問します。

資料「平成28年度主要施策の成果に関する報告書」113ページ、農林部への質問です。首都圏でのならの「食」PR事業に1,384万円ということは理解できますが、私がお聞きしたいのは、奈良の食と魅力の発信拠点とされているレストラン「ときのもり」についてです。県は、東京の奈良まほろば館でもアンテナショップをされていると思います。奈良の場合はJR奈良駅にアンテナショップがあり、視察に行ったことがあります。情報発信は必要かと思いますが、このレストランの経営についてはいかがなものかと。このレストランは、白金台にあると思いますが、実際、経営はどのようになっているのか。平成28年度のレストラン経営について県の負担はどのぐらいか、賃貸で県は負担されているのか、運営委託されている方から幾らもらっておられるのか、そのあたりの経営実態

をお聞きしたいのです。

○辻本マーケティング課長 「ときのもり」の経営状況については、平成28年1月からオープンして、今までの1年9カ月、9月末日までですが、来店者数は2万2,600人、売り上げは1億550万円程度であり、現状ではそれぞれ公募時の技術提案において運営者が掲げた目標の半分程度にとどまっています。

ただ、2階のレストランについては、1年たってからの話ですけれども、本年1月以降、9カ月間での前年同月比が来店者数で13%、売り上げで18%伸びており、「ときのもり」全体でも同期間の売り上げの合計が約14%伸びているという状況です。

県の支出ですけれども、賃借料については基本的に県が支払うということで、年間1,944万円の予算をとり執行しています。以上です。

○阪口委員 県が1,944万円支払うということですね。委託しているところからはどれだけの額を県が受け取っているのか、できたらその収支もお聞きしたいと思います。

○辻本マーケティング課長 平成28年度については、負担金という形で運営者側から408万9,621円をいただいています。以上です。

○阪口委員 その部分にははっきり説明されないので、ますます疑問を持つわけですけれども、県がわざわざ負担をして、県産食材を利用したフランス料理等をここ白金台で供するアンテナショップというかレストランに対して支出するのはいかなるものかと思っており、そのことについては、時間もかかるので、ここではなく担当者に直接お聞きしたいと思います。

次は、県警本部に質問をします。資料「平成28年度主要施策の成果に関する報告書」175ページ、交通安全施設等整備事業の件、特に信号機の新設6基について伺います。

私が、質問するのに当たっては、生駒市西白庭台の方からの要望等があるわけです。といますのは、平成29年8月14日に西白庭台で小学校4年生の児童がトラックにはねられて亡くなる事故がありまして、児童が亡くなっているのもその近くの方からの相談が多いのです。相談の内容は、一つは市道の横断歩道で白線が消えているというものでしたが、それについては県警に要望したら、速やかに白線を引いていただきまして、住民の方でも喜んでいきます。

そのほか、危険なので、西白庭台1丁目のバス停の交差点あたりの信号の設置も要望されています。それについては、県の予算は限られており、年に6基か8基か分しか予算がつかないので、即対応は難しいのではないかと私も説明をしています。ただ、朝と昼と

夕方と数回見に行ったら、非常に危険ですので、こういう発言をしています。住民の方からの信号機の要望は多いと思うのですが、設置に当たってどういう基準で優先的に予算をつけていっているのかと、信号機の設置にかかる費用についてお聞きしたいと思います。

○桑原交通部参事官 まず、信号機の設置にかかる費用について説明します。信号機の新設に係る事業費は、道路状況や信号柱の本数、信号機の方式等個別具体的な状況によって変わってきますので、一概に申し上げることはできません。ただ、実績で申し上げますと、平成28年度については、信号機6基を新設するために執行した事業費は2,752万円になっています。したがって、単純に割りますと、1基当たり平均で459万円の事業費を要したことになります。

次に信号機の設置の基準ですけれども、信号機の設置に当たっては警察庁から信号機設置の指針が示されており、これに基づいて交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状を調査、分析するとともに、他の対策による代替が可能か否かを考慮した上で真に必要性の高い場所から順次選定をしているところです。

現在、県内には信号機が全部で2,070基設置されています。この2,070基の中には、設置後長期間経過したものもありまして、信号機の新設とあわせて既存の信号機の維持管理も重要となってくるために、中長期的な視点に立った老朽化した交通安全施設の更新に対する取り組みが必要と考えているところです。

県警察としては、現在設置されている信号機を適切に管理するとともに、適切な場所に信号機が設置できるよう、今後も財政当局への働きかけを行うなどして、必要な予算を確保していきたいと考えています。以上です。

○阪口委員 もう少しお聞きしますが、住民が設置してほしいと、自治会の会長の方からお聞きして、生駒警察署の署長にも確認をしていますが、ここに設置していくと決めていくのは、県警本部で決めるのか、生駒警察署の意見も聞いて決めるのか、そのあたり詳しくお聞きしたいと思います。

○桑原交通部参事官 信号機の設置要望は、それぞれ地域の方々の声から各警察署を通じて警察本部へ上がってきます。先ほど申しましたように、県下全体の状況を見て、現場の調査も実施した上で、それぞれ必要性の高い場所から順次選定しているところです。

○阪口委員 西白庭台の状況等を十分調査していただいて、よろしく対応をお願いします。

○和田委員 私からは、農業における小麦生産の振興について質問をいたしたいと思ます。

まず、日本の食料自給率は40%を切ったということが話題になっています。そのような状況の中で、主食の中では米、うどんやパンに使う小麦粉の原料である小麦、大麦などといった昔からの穀類がありますが、そのような小麦生産について、県としてはこれからどのように力を入れ、将来の展望としてどのように小麦生産の振興を考えるのか、お聞かせいただきたい。

○田中農業水産振興課長 小麦生産に対する県の取り組みということで質問がありました。

小麦については、現在、ふくはるかという品種を栽培しており、今、109ヘクタールで、ことしの収穫量は268トンになっています。小麦については、基本的に米の転作というか、水田のフル活用の中の一つの戦略作物で位置づけています。田畑輪換の一環として非常に重要な戦略作物と位置づけていますので、小麦の品代自体はなかなか安いのですが、それを国の交付金などを活用して補うことにより、小麦の生産振興に尽力していきたいと思っています。以上です。

○和田委員 将来的な展望はどうお考えでしょうか。または将来的な展望を切り開くための小麦の使われる量の拡大ということではどうお考えですか。

○田中農業水産振興課長 将来的な展望ということですが、奈良県産小麦については、昭和30年代は転作作物として非常に多く生産されてきたものが、安い外国産の小麦が入ることによって、国全体としても減少しているのが実際です。

その中で、県産小麦については、うどんや学校給食、また、今、和田委員が進めておられます三輪そうめんなどに使われることにより、需要が高まり、できれば品代が上がっていくことが条件になるかと思いますが、その中で栽培技術を高めながら、収量を上げていき、小麦生産を拡大できたらと思っています。以上です。

○和田委員 政府の国内における小麦生産の振興の度合いは、奈良県にも響きます。そういう意味で、一体国はどのような施策をとっているのでしょうか。先ほど支援の制度について、奈良県としては国からや、県としても補助制度を行っていくということですが、その状況について教えていただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 国の施策、方向性と補助制度についてのご質問だと思います。国は、小麦や大豆ですけれども、水田のフル活用のための戦略作物と位置づけて、経営所得安定対策などの交付金、事業を使って、作付拡大に尽力していると思っています。県としては、経営所得安定対策を活用して、まず畑作物の直接支払交付金が諸外国との生産条件の格差を是正するための交付金ですけれども、それが60キログラム当たり6,890

円、また水田活用の直接支払交付金が10アール当たり3万5,000円、それに加えて、県が独自で産地交付金として設定しているものとして、一つは小麦の生産性向上の取り組みについて60キログラム当たり3,480円、地域の水田フル活用ビジョンに担い手と位置づけられた担い手への加算で、10アール当たり6,600円を交付しているところ
です。

これらを平成29年産の平均収量268トンで換算すると、約10アール当たり8万4,000円が交付金として生産者に支払われています。以上です。

○和田委員 国では戦略作物として頑張っているという情報をいただきました。奈良県の小麦の生産量は268トンで、先ほど小麦粉の用途で三輪そうめんについて触れられました。三輪そうめんは現在のところ、100%外国産小麦を使っています。それは三輪そうめんの伸びや味などの品質を保つためには、県産小麦がどうしても使えない。たんぱく質含量や灰分など、一定の品質が要求され、それに合わないと、追いつかないという状況があります。だけれど、三輪そうめんだけでも小麦の原材料は2,000トン使っています。この2,000トンの需要が奈良県産小麦で賄えたならば、それはすごい、小麦生産が10倍に膨れ上がってしまうわけですが、そのたんぱく質含量がどういうことになるのか、田の転作として使った場合に、水田から乾燥を必要とする小麦をつくることになるわけですから、非常に適地的な水田が必要になってくると思います。

三輪そうめんに使える小麦をどうつくるかということは、後から触れたいと思います。

先に奈良県の268トンの用途は、県内では小麦生産者はどういうところへ何割ぐらい流していますか。また、小麦がどんどんと出るような対策はどうされていますか。お示しください。

○田中農業水産振興課長 県産小麦の利用状況と、県産小麦の生産量の拡大対策についてお伺いしました。

県産小麦の利用状況については、現在、県内の製粉業者が買い取って、主にうどん、ラーメン用と菓子用、学校給食用にほぼ3分の1ずつ用いていると伺っています。

また、生産量の拡大対策ですが、先ほど和田委員からありましたように、まず適地適作というか、排水対策が非常に大切になってきます。それと品質の向上をするというところで、普及指導員がJA（農協）と連携して、ほ場巡回も定期的にして、播種、追肥、防除、収穫時の適期などについて生産者に指導を徹底して行うことにより、今の収量を上げるという対策が一番いいと思っています。それとともに、集落営農などに国の対策等の周知を

図って、作付を推進していくということを思っています。以上です。

○和田委員 うどん、ラーメン、パンに県産小麦をどんどん使ってもらえるような販路の拡大を農林部としてはどのように行っていますか。

○田中農業水産振興課長 販路の拡大については、まず、小麦の需要と供給という部分があり、どちらが主になるかですが、今のところ、生産される小麦が基本的には先ほど申したうどん等に使われているところで、需要がふえていけば、それに従って供給、生産をふやす形になろうかと思いますが、今のところ、利用としては需要と供給が均衡していると思っています。以上です。

○和田委員 需要と供給がバランスがとれているのであれば、268トンからはあまりふえませんが、私たちが県内あちこちへ行けば、うどん屋のチェーン店がたくさんできており、主に讃岐うどんなどいろいろなものが売られています。ラーメン店もあちこちにあるわけですから、こういうところへ原材料として県産小麦を使ってくださいと販売を仕掛けるのです。確かに、学校給食では地産地消型で奨励をしています。菓子もパンもケーキもそうだけれども、このような市販の飲食店に対してはどのように働きかけをしていましたか。

○田中農業水産振興課長 うどんのチェーン店等への働きかけということですが、今のところ、私が知る限りではしていないと認識しています。

○和田委員 この問題はマーケティング課はどうでしょう。関係ないですか。

○辻本マーケティング課長 関係あります。ただ、小麦に関しては、先ほど田中農業水産振興課長からも説明したように、需給が均衡している中で、まだ小麦の市場開拓ということまでは至っていないのが現状です。

○和田委員 それでは、やはり使ってもらわないことには小麦の生産が喚起されないでしょう。消費者はどんどんと外食へと流れる傾向が強いから、うどんやラーメンのチェーン店、何もチェーン店だけではないけれども、そういうところへ協力をお願いに行く。または農協などが県とタイアップしているわけだから、農協の力をかりて攻めていくということで、まずは県産小麦をさらに拡大する方向へと進んでいただきたい。働きかけはやっていない現状では、小麦の生産振興にはならないと思います。しっかりとこれは頑張ってください。このやりとりは村井副知事、福谷農林部長がしっかりと聞いてくれていますから、そういうことでお願いをしたいと思います。

そういう中で、いよいよ奈良県産小麦を三輪そうめんの材料にしていこうという取り組

みが始まりました。これが何と2,000トン。くどいようですが、この2,000トンを全部取り込めたら、小麦生産は今の10倍に膨れ上がります。池利など、固有名詞を使ってしまったが、三輪素麺販売協議会を構成する三輪素麺工業協同組合に加盟していない販売店やみずから製造・販売するところの使用量を加えたら、2,000トンから4,000トンになります。これをみな外国から輸入しています。奈良県の特産物でありながら、悲しいかな、外国産小麦を使っています。奈良県産小麦を100トンでも200トンでも三輪そうめんに使っていただけるように、小麦生産を応援していくことが必要ではないでしょうか。

需給のバランスがちょうどとれているとの答弁だけれども、三輪そうめんの開発が成功したならば、需要がたちまちふえていきます。小麦が必要になるための対策について、何か考えていることはありませんか。

○田中農業水産振興課長 三輪そうめんに関産小麦が使われることにより、今は250トン余りという生産量が2,000トンにも4,000トンにもなるということへの施策についてです。

先ほどおっしゃったように、三輪そうめんに適したたんぱく質含量や、灰分などの品質を上げるための生産振興が一つということと、あと農業研究開発センターでは、たんぱく質含量を上げる栽培方式とともに、今、ふくはるかに加えてよりたんぱく質含量、グルテン強度の高い小麦の選定試験を行っており、県の栽培適正と生産物の品質で調査を行っていますので、そのあたりを見ながら三輪そうめんに適した県産小麦の生産に努めていきたいと思っています。

○和田委員 県産小麦の種類としては、ふくはるかが普及しているということですね。ふくはるかという小麦の生産の仕方には、肥料をどの時期に何回入れるのかで随分とたんぱく質の含む量が左右されるようです。

今、農業研究開発センターが頑張ってくれて、農協も指導をやってくれて、結果として、ことしの6月にできた小麦の一部、10トンあるのか20トンあるのか、ほんのわずかですけれども、たんぱく質含量は11.5%が安全範囲であるところ、11.3%のものができたらしい。そして、それを小麦粉にしたならば、さらに下がって10%ぐらいになるようです。もうぎりぎりの状態です。

なぜたんぱく質が必要かと言えば、講義をするところではないのだけれども、三輪そうめんの喉越しのよさは、10グラム当たりでそうめんを80本、100本とつくるからで

す。すごい技術です。掛保乃糸はせいぜい伸ばしても10グラム当たり80本ぐらいしかできない。三輪そうめんをつくる技術はものすごく高いが、その技術に必要なのが小麦粉のたんぱく質の量です。

そこで、三輪そうめん製造にこれからどんどんどんどん使ってもらえるようにしなければならぬし、これが成功したら国内初の県産特産物の三輪そうめんができ上がるということで、近代になってから初めて大変新しい特産物となって、さらに再生されていく。そういう意味合いで品質を保ち、そして量を確保するために、いろいろな方法があると思うのですが、まずは質を確保しなければならない。この質を確保する意味での支援体制は、具体的にどういう形で行われていますか。

○田中農業水産振興課長 三輪そうめんに適した品質を持った県産小麦の質を高める体制ですが、基本的には品質の高い小麦を生産するために普及指導員が中心になり、農協と連携して、また農業研究開発センターの技術を持って、先ほどおっしゃった開花後に追肥をするとグルテン含量が上がるということですので、播種、追肥、防除、収穫時期の適期などについて指導を丹念に実施していくということかと思っています。以上です。

○和田委員 では、量を確保するためにはどういう支援体制、支援策を考えられていますか。

○田中農業水産振興課長 生産量となりますと、10アール当たりの収穫量を上げることが一つ、品質によって収穫量を上げることが一つと、あとは面積の拡大になります。ただ、そこは価格の関係もあってなかなか難しいのですが、今、集落営農と水稲の転作というか、二毛作というか、水田フル活用の中で田畑輪換が非常に大切になっていますので、そのことも含めて生産拡大に向けて努力したいと思っています。以上です。

○和田委員 生産拡大をするのは非常にいいことですが、生産拡大をして、三輪そうめんの製造にまでつながる。そして、三輪そうめんが売れるということでないとならぬ生産拡大は起きてこないでしょう。木と一緒に。木もいろいろな家具を開発し、そのために木が切り出されていくことで、まず需要があって、そして供給の形が生まれていきます。そして、そのために必要とする木があちこちで植林されることになる。そういう生産拡大につながるような、先ほど言ったように三輪そうめんに使われる小麦粉ができるかどうかというところまで来ているわけだから、それができたならば、生産拡大していくために消費のほうが非常に重要になってくる。このようなことをマーケティング課では考えていただいていますか。

○辻本マーケティング課長 現状では、まだ考えていません。以上です。

○和田委員 福谷農林部長、こういう状況ですが、部長として考え方を聞かせていただけますか。

○福谷農林部長 いろいろご意見をいただいたところです。

まず、従来から県行政の農政施策に対するやり方は、どちらかというところ、生産現場のほうを向いて、できるだけいいものをつくろう、つくろうと、つくすることに力を注いでいく形にしていたのですが、昨今は川上から川下まで、言葉としては一気通貫した施策に転じていこうという形で変わってきています。そういった意味では、首都圏への販売などいろいろ施策は講じているわけですが、和田委員がお述べのように、特に小麦については、成分的に非常に難しい部分があると認識もしています。現在、農業研究開発センターにおいて種々研究をして、成果が出てくると普及員を通じて各農家に行くと。当然農家でその生産が高まってくると、川下対策は一つの流れの中で対応していかなければいけないので、今のお話ですと三輪そうめんの原料となる小麦につなげていくことが当然前提となると思っていますので、いずれにしても川上から川下まで一気通貫した形ではこれからも引き続き対応していきたいと思っています。小麦についても同じような形で対応していきたいと思っています。

○和田委員 マーケティング課に強く要望をしておきます。国内産初の県産小麦を使った三輪そうめんなど6次産業化商品ができ上がるためには、田中農業水産振興課長のほうで頑張ってもらわなければならないけれども、でき上がったものを販路拡大するにはいろいろな仕掛けがあると思います。私は経済労働委員会で状況報告しましたが、森トラスト株式会社に直接会って、三輪そうめんを普及、広めていただくことについては約束ができました。商談までできています。ただ、見た上でということもありますが、レシピをつくって、お客さんに食べていただいて、三輪のそうめんをどう普及していくかを考えてくれている。JWマリオットホテルにも置こうかというところまで話はもうでき上がっています。そうなれば、吉城園にも置いてくれるでしょう。そうすれば、「オーベルジュ・ド・おれざんす桜井」を運営する株式会社ひらまつはどうするでしょうか。

マーケティング課のやることはいっぱいあると思う。小麦の消費拡大、小麦生産の振興ということですね。商品ができ上がったならば、産業・雇用振興部と連携しながらやっていくということもありますね。ふるさと納税の返礼品として入れるなど、いろいろあると思います。そういうことで、これからしっかりと販路拡大を三輪そうめんのできを見ながら

考えていってほしいということを強く要請しておきたいと思います。以上です。

○川田委員 まず、農業からお聞きします。資料「平成28年度奈良県歳入歳出決算報告書」の98ページ、農林水産業費国庫補助金について、これは歳入ですが、この決算審査特別委員会の歳入の審議のときに担当事業の審議で聞くように言われましたので、お聞きします。当初予算が約26億7,500万円、補正予算が約4億8,200万円だが、調定額が19億1,200万円で、これだけの補正予算を組まれているにもかかわらず、なぜ調定額との差額がこれだけ開いたのか、科目がたくさんありますが、どのあたりの科目でこれだけの差額が開いたのか、ご説明をお願いします。

○福谷農林部長 予算額に対して決算額が少ない、差額があるのはどういうことかと、農林水産業費国庫補助金の関係ですので、いろいろなケースがあり、個々によっていろいろですけれども、基本的には国庫認証減で内示額から減っている部分が多いと理解をしています。総括的な言い方で申しわけないです。

○川田委員 細かい部分は結構です。歳入の審議で言うことができなかつたので今言っているのですが、去年の決算審査特別委員会でも言ったのですが、当初予算額から流用を組んでおり、補正予算も組んだ末に不用額が大きく残るといのは、結局過剰予算を組んでいるのです。今回は国庫支出の補助金、交付金等になりますが、当初予算額では約26億円組まれているものが、実際入っているのが約19億円で、かなり差額があるではないですか。農業の事業の交付金等ですが、入らないのであればどうしてこの数字が最初に出てきたのかという疑問点と、途中で補正予算を上げているのですから、新たなものがあれば補正予算に反映させればいいわけではないですか。たまたま今はこの項目で言っていますが、ほかの部分も含めて、予算額がかなり多目に組まれ過ぎていると思うのです。過剰予算ということで去年も要望したのですが、もう少し精査して、ぴったりはもちろんいかなのはわかっていますが、きちんと実態に近い形に、そしてそれ以外であれば、補正予算等で上げていくのが本来の会計規則上の考え方ではないかと思うわけです。

個々の事業を一つずつ言えば時間がかかりますので、大枠で言っていますが、その点を全体的に調整していく必要があります。調定を上げていくわけですから、補助金が入ってきたから調定を上げるのなら、補助金が決まったときに補正予算を上げて一緒のことで、その点いかがですか。

○山口農林部次長企画管理室長事務取扱 ご指摘いただきました乖離は、非常に多いものと認識をしています。実際に国の予算が示されて、県が市町村と事業実施主体にヒアリン

グをかけて要望額を取りまとめ、その後に年度がかわったところで国の要綱が示されるということの、恐らく繰り返しになっていたがために、要綱に合わなかった、または採択されなかった事業が農林部の場合非常に多かったと認識をしています。

川田委員のご指摘のとおり、補正予算で上げるという方法もありますので、国の新規予算に対する情報収集、事業主体への実際の事業がどのように行われるか等の精査も含めて、今後とも考えていきたいと思えます。以上です。

○川田委員 要望した金額が予算書に載っているのもおかしな話であって、実際に決定したことは補正予算で組んでも一緒ですから、それはお願いしたいと思えます。

先ほども話が出ていましたが、「ときのもり」の件について聞きます。細かい部分は先日担当の方がお越しいただいて、ヒアリング等にも答えていただいたのですが、奈良県の支出は、家賃として年間1,944万円で、端的に計算したら、月150万円掛ける消費税8%掛ける12ヵ月で1,944万円です。事業の話は後でしますけれども、実際に入金されているのが売り上げに対しての7%である408万9,621円で、雑入の中の雑入に歳入として入っています。1,944万円と408万9,621円とを差し引き計算したら、差額が約1,535万379円、約1,500万円の支出超過ですよ。

考えたら、このパーセンテージでいけば、1カ月当たりの家賃にしたらかなり安くなってしまうのですよ。県の支出は月150万円、年間1,944万円ですから、売り上げの7%の408万9,621円では、県の支出の21%しかないわけです。8割ぐらいは県が負担している計算になるわけです。東京のあの場所で、この金額の家賃が実際妥当なのかと考えたら、かなり低い水準になっていますよね。世間的な相場から考えたらかなり低い水準になっていると。これは先日の歳入審議の際でも指摘もしましたが、見方を変えれば、適切な言葉かどうかはわかりませんが、利益供与に値すると指摘されることもある水準の数字だと思うのです。この点についてお聞かせください。

○辻本マーケティング課長 川田委員から、県が支出する賃借料と、運営事業者が負担する売り上げの7%、差額で年間1,500万円程度が県から支出されているということのご質問です。

「ときのもり」のそもそもの話ですけれども、首都圏において奈良の食と魅力の情報発信を行うことを目的とした施設として設置されたわけで、商品や料理の提供に加えて、施設を活用した県産農産物のPRイベントなど、県の行政目的に沿った多様な事業を展開する県のアンテナショップとしての位置づけです。

県としては、県が借り上げ施設の賃借料を負担し、その上で行政目的を達成するため、運営者にレストラン、ショップ業務を委託しているとの認識を持っており、運営者への運営委託という中で建物の家賃は県が持つべきと考えています。運営者への利益供与には当たらないと考えているところです。以上です。

○川田委員 今、業務委託とおっしゃいました。これは貸し付けでやっているのではないですか。地方自治法からいえば、貸し付けと業務委託では法的には全然意味が違いますから、その点いかがですか。

○辻本マーケティング課長 この施設については、県が借り上げ施設ということで行政財産とは考えていないというか、行政財産ではないと解釈していますので、借り上げ施設をそのまま運営委託という形で業者をお願いしているという解釈です。

○川田委員 その考え方だったら違法ではないですか。借りていたら行政財産とならないのですか。行政財産ではないですか。違うのですか。

○辻本マーケティング課長 少しお待ちいただけますか。お待たせして申しわけありません。

「ときのもり」に関しては、先ほどから何回か申し上げていますように、建物を県が賃借している物件で、県が占有していますけれども、所有に属さないことから、地方自治法第238条に基づく公有財産には該当しないと。したがって、当該物件については地方自治法第237条第1項に基づく財産には該当しませんので、同条第2項の規定は適用されず、転貸といえますか、運営委託を妨げないという形で解釈しています。以上です。

○川田委員 でも、先ほどアンテナショップ自体が事業とおっしゃったではないですか。その事業をやっておられるわけですよ。事業をやっているというのは、行政目的があってそこを借りているわけでしょう。又貸しをしているということですか。行政財産ではないと言うけれども、行政目的でやっているわけだから、県が貸借権を設定した財産も行政財産の一つではないですか。不動産の権利や債権というのはたくさんあるではないですか。財産権利というのはたくさん種類があるではないですか。それらは全く行政財産にならないということですか。

○辻本マーケティング課長 県が賃借料を払って当該施設の運営を委託しているという形をとっていますので、これについては貸し付けという形ではなしに、あくまでも運営委託という契約方法をとっています。以上です。

○川田委員 運営委託契約書はありますか。

○辻本マーケティング課長 あります。

○川田委員 昨年見せていただいたその中に、家賃のところに負担金と書いてあるのですよ。負担金というのは地方自治法の中に出てくる負担金と意味が違うのですけれど。なぜ負担金の徴収ができるのですか。一般の方、行政団体でもいいのですけれども、著しく利益を受けるものに関しては負担金を求めることができるということで、地方財政法に基づいてやっているわけではないのですか。地方自治法にも負担金の定義がありますけれど。それからいえばわかるけれども、家賃として7%の設定があるわけでしょう。なぜ負担金で取るのか、全然意味がわからないのです。

○辻本マーケティング課長 「ときのもり」に関しては、先ほどから申していますけれども、業務委託契約で運営を行っており、契約書上の名称は便宜的に負担金という形で書いています。会計上の処理は川田委員もご存じのとおり雑入でしています。以上です。

○川田委員 雑入に入れているだけの話で、本来、雑入に入れられないでしょう。契約により入るお金だから、会計科目はあるはずですよ。なぜ雑入になるのかと、疑問があったのですけれども。

それに、名目上、負担金を使っていると言うけれども、それはあり得ないのではないですか。名目上こんな言葉で使っていますというのでは、何でもありではないですか。それが前からの疑問です。また、事業としてやっているからと言われましたが、売り上げの7%で設定されているわけでしょう。事業目的でやって負担金で取っているのだったら、財産の価値の提供が相手に対する利益供与になぜならないかといえ、本来一定の対等な対価の貸し賃が一部負担金としてあるわけではないですか。事業目的でやっていた場合には、例えば、3分の1、4分の1など一定の対価があるわけでしょう。なぜ売り上げによって上下をするのかということになります。この定義からいえば売上額は関係ないではないですか。おかしいです。だからこれは違法だと前から言っているのですけれども。これでは、売り上げがゼロだったらゼロ円で貸すということですよ。そういうことでしょう。ゼロに何掛けたってゼロではないですか。その点いかがですか。

○辻本マーケティング課長 契約上の負担金については、こちらも弁護士とも相談はしている中で、負担金というのは単なるネーミングの問題であって、7%という設定については、受益者負担金と考えれば問題がないという形で回答いただいています。以上です。

○川田委員 受益者負担金とは全然違います。使っている建物というのは、あしたになったら小さくなっている、大きくなっているということはなく、一定ですから、受益者負担

金というのは一定していないとおかしいではないですか。だから、なぜ7%なのかということですが。

去年お聞きしたけれども、7%の家賃設定で150万円を毎月県から払っているわけではないですか。もともとは、大体売上げの7%ぐらいをいただければ、この150万円の半分が相殺できて大体妥当ではないかという考え方だったのでしょうか。それがやってみたら実は売上げが悪いから、違います、それはアンテナショップで事業でやっている、最初の説明と言い方が変わってきているのです。言っているのはそこです。最初、なぜ7%の設定をしたのか、なぜ固定ではないのかというときに、これは大体売上げから逆算して7%で大体150万円の半分ぐらい取れるということから設定されたものの、現実にはそうではないでしょう。もともとやり方がおかしいわけではないですか。

当然、売上げが悪いときもありますよね。売上げがよくても7%でもらっていて、自分でお店を出して150万円の家賃を支払うと思ったら、7%は150万円の2分の1見合いということならば、売上げがその計算において見込んだよりも倍要るということでしょう。顧客数の計算からやっていけばすぐ出るとは思いますけれども。だから、最初の設定が全くおかしいと思うのです。その点いかがですか。

○辻本マーケティング課長 当初の7%という負担割合については、県で平成26年に出店準備調査事業を実施して、その中で店舗面積や客単価、回転率などを参考に売上げ見込みを出しました。その逆算の中で、売上げの7%をいただければ、計算上ですけれども、賃借料1,944万円の半分見合いの負担をいただけるであろうという設定値です。以上です。

○川田委員 聞いているのは、それが間違っていたということでしょう。それは今判明しているわけでしょう。我々はこう思って見積もりをしたけれども、現実には全然違いましたということですよね。それなら最初の設定額が大きく見込み違いであったということではないのですか。

○辻本マーケティング課長 結果を見れば、今の時点で25%、予定の半分程度の売上げで推移しているのが現状です。

○川田委員 もう一度端的にお聞きします。当初の設定が間違っていたということですよね。

○辻本マーケティング課長 間違っていたとは申しませんが、甘かった部分は多分にあると思います。以上です。

○川田委員 甘かった、という言い方ですか。立場もあるでしょうから、間違っていたとはなかなか言いにくいかもしれませんが、見通しが不適正であったという言い方が正確かもしれませんが、不適正だったら、やはり修正していかないといけないのではないですか。最初間違っていたから、もう仕方ないからずっとそのまま行くというのはあり得ないです。PDCAサイクルで回転させておられるのならば、直さないといけないのではないですか。おかしいところは直さないといけないのではないですか。

本題に入っていきますけれども、売り上げの7%と言われている金額を雑入に入れています、事業でやっているのだから、事業費か何かで上げておかないと、雑入に入っているのはおかしいと思うのです。約1,500万円は県の持ち出しのほうが多いわけですが、事業費というのはもともと県が負担する賃借料の半分とおっしゃっていたから、約2,000万円の半分、1,000万円弱ぐらいの金額でやろうとされていたわけでしょう。もともと奈良県の野菜を利用して、PRするという事業を約1,000万円の支出でやろうとされておられた。これに対しての改装費が約1億1,000万円かかっていますよね。10年間の平均で、単純に割っただけで1年当たり1,000万円としても、事業費との合計で年間2,000万円の支出でやろうとされていたわけではないですか。それが実際に入ってくるのはこれだけしかない。まして、効果検証も当然出てきますから、行政の金だから何でもやっていい、効果は関係ないというのは、それはないです。これは実際に、ただ宣伝すると言っているだけの事業ですから、奈良県民に対して何か具体的な効果が出ているのであればいいでしょうが、効果が出ていなかったらすぐにやめたらいいという事業になってきます。ところが、1億1,000万円の先行投資をしているわけでしょう。見通しも甘かったということです。ということは、事業計算からしたら全然合わないのです。だからといって、あしたからすぐやめろという話をしているわけではないですけれども、住民の税金が垂れ流しになっていっていても意味ありません。

もう1点聞きますが、野菜の出荷量はどれぐらいふえたのですか。

○辻本マーケティング課長 首都圏への配送事業ベースですけれども、平成27年度で61品目、3万446キログラムであったものが、平成28年度、「ときのもり」を開設した後ですが、99品目、3万889キログラムとなっており、品目では38、重量ベースでは443キログラムの増加となっています。

特に大和まなについては、市場出荷ベースで平成27年度の864キログラムから平成28年度の1,468キログラムと、604キログラムの増加となっています。「ときのもり」

もり」だけではありませんけれども、ほかのPR事業等とも含めて努力をしている中で、「ときのもり」としては、大和まなを使った料理がマスコミに多く取り上げられたという部分も、知名度の向上や流通量の拡大には寄与したものと考えています。以上です。

○川田委員 投資額と効果額と比較したらどうなるのですか。今の数字だったらほとんどないのではないですか。結論としては、もうやめたほうがいいのではないですか。1億円の改修分も入れたら、毎年2,000万円の投資としたら、たっただけのすることをするために10年間2,000万円を払っていけないでしょう。であれば、撤退するのが普通ではないですか。効果に比べたら、赤字がわかっているわけですから。そのお金があるのなら、テレビでコマーシャルを打っているほうがいいのではないですか。いかがですか。大事なことですよ。これは思いつきでされたのかしりませんが、自分がお金を投資して事業するということになったら、絶対にしないです。逆の立場で、7%で貸してくれるのであれば喜んで借りますけれども。

この設定は、絶対、行政がすることではないと思いますよ。一定期間、投資額も全部決まっているのだから、一定額の委託契約を結ぶという部分はわかりますけれども、それでもまだ勝算があると思えば民間は来るわけで、勝算がなかったら来ないわけでしょう。そこははっきりしているのではないですか。その点いかがですか。

○福谷農林部長 首都圏への販路拡大対策の一環でやっていますけれども、野菜の量としては確かに増加はしていますが、川田委員がお述べのように、我々も効果があったという説明責任を十分認識もして、具体的にどういう形で県民の皆さんにお知らせをしたらいいのかというよりは、どう効果を把握したらいいのかが一番苦労しているところです。言いわけになるかもわかりませんが、流通形態が、例えば、市場を通していく場合、直売所にいっている場合、個人でインターネットで販売している場合など、いろいろなケースが考えられます。その中で、どれだけ農家の所得が上がっているかというのは、現実問題、なかなか把握をしづらい部分で大きな課題であると思っています。

ただ、農業産出額でいいますと、402億円であったのが408億円で上がったというのは事実です。あと、いろいろな方策が考えられないかということで、例えば、国税庁が統計の中で農業所得についてどのようなあらし方をしているのかを調べた中では、これもあくまで申告された金額が基本になりますので、一概には言えないということを前置きをさせていただいて、平成23年度から比べると、平成27年度では1人当たり約6%ほど所得は伸びています。全体的に農家数も農業者数も減っていますので、全体的な所得金

額としては現実問題としては減ってはいるのですが、1人当たりになると5年間で6%伸びているということが国税庁の統計上出ていますので、断言はできませんし、確定したもので何でもないのですが、一定の成果が出ているのかと思っています。

ただ、効果をどう把握していくか、どういう形でお知らせをするかというのは非常に大きな課題であるし、我々に与えられた命題であるとも思っていますので、その点については引き続き研究もしていきたいと思っていますので、ご理解をお願いをしたいと思います。以上です。

○川田委員 きょう言ってあしたどうなるものでもないのですが、行政で施策としてされているのだから、惰性的にやるのは意味がないと思っています。平成28年の1月からスタートされていますけれども、それからずっと見て、売上げが若干右肩上がりかと思えたものの、また最近下がってきているという状況です。季節的なものもあるかもしれないのですが。全体的な所得とこれを比較することはできませんし、「ときのもり」の寄与度など計算できるわけがありませんので、比べる必要はないと思います。けれど、今の実態で、支出額と投資額からの換算でいけば、このまま続くようならば、いつまでやっても一緒、県民の税金が無駄とは言いませんが、非常に不効率に使われていることになってきますので、どこかに目標設定というのは必ず必要になってくると思うのです。

普通、一般的な補助金等でも3年間ぐらいやって、ある程度一定的に認知された時期にすれば、補助金は永遠に続けられるものではないですから、当然打ち切っていくか、また新たなものに変わっていくわけです。だから、そういったものを決めていかないと、いつまでもこのままでは奈良大立山まつりも一緒ですよ。ホップステップジャンプとあって、今年度は3年目だからジャンプされると言われましたけれども、ダウンならばやめるという事ですよね。

行政都合だけでやっているのではありませんので、その辺の期間設定、例えば、何年目までにどういう目標を持ってするというのを、もっと明確にしないといけないと思います。今お聞きしても、すぐにこうしますという回答があるわけではないですけれども、次回の質問等の際には回答できると思いますので、その点、早急に設定いただいて、ご報告をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○福谷農林部長 川田委員からのご指摘の部分については、この部分は農林部所管ですけれども、農林部だけではないと思いますので、一応検討はさせていただきます。5年間の指定管理で出していますので、タイミング的にはオープンから5年後というのは、川田委

員がお述べのように、今後のことも含めて、農林部として考えなければいけないということは当然認識もしていますので、そういう意味で考えていきたい、対応していきたいと思っています。以上です。

○川田委員 5年の指定管理の契約はありますので、公法上と私法上は違いますから、5年続けるのはわかっていますけれど、目標設定だけ、福谷農林部長、お願いします。投資額に対してどうしていくかということです。

○中村委員長 川田委員の質問がまだまだございますので、午後1時から会議を再開し、引き続き川田委員の質問を続行したいと思います。

午前の部の審議は、ただいまをもって終了し、休憩とします。

12:03分 休憩

13:02分 再開

○中村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

引き続き、川田委員に質問を認めます。

○川田委員 続いて、なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）についてお聞きします。平成28年度は、アグリマネジメント学科で20名募集で20名が入学されたが、フードクリエイティブ学科では20名に対して15名であり、5名が入られなかったということです。平成28年4月から開校されていて、実際にいきなり定員割れになってしまっています。去年も同様の答弁をいただいたと思うのですが、平成29年度は13名になって、去年よりもまだ減ったのですね。ということで、そのあたりの見解をお聞かせいただきたいと思います。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 NAFICの定員割れをしているフードクリエイティブ学科への質問でした。1年目の平成28年度は15名2年目の、平成29年度は13名の入学者となっていて、定員20名のところ、定員を割っているところです。1年目はできてすぐだったので周知不足だと考えていましたけれども、2年目も定員割れをし、周知不足だけではないということで、ご指摘もいただきまして、今年度は募集に向けてもう少し丁寧に、きちんと県下や近隣近畿圏の学校を訪問するなどして、定員確保に向けて全力を尽くしているところです。

○川田委員 これは大学校と呼んでいますけれども、大学の学位がとれるというものではないのですよね。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 川田委員がおっしゃったとお

りで、大学ではなくて2年制の大学校ですので、専門学校卒業と大体同等のものとなっています。

○川田委員 問題は行政がやっているということで、先ほども言いましたけれど、やはり事業効果が求められると思うのです。よくアカウンタビリティという言葉が使われますが、日本語で説明責任と訳されますけれども、本来の意味をたどれば、効果の説明をする責任という解釈ですので、ただ何かを話しても、それが説明になったこととは意味が全然変わってくるのです。

昨年もお聞きしたと思いますが、アグリマネジメント学科は農業の担い手を育てるという目標だったと思うのですが、その他は何かあるのですか。この2年間学ばれて、どうされていくつもりですか。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 アグリマネジメント学科は、農業者を育成するということは川田委員がおっしゃったとおりで、奈良の新規就農者、担い手をふやしていくことが目標です。

フードクリエイティブ学科のほうについては、奈良の農産物を理解して、そういったものを使えるシェフを育成していくことを目標にしています。

○川田委員 今まだ2年目で、卒業生は出ていないわけですが、これも数年間か時間が要ると思うのですが、20名卒業されて、例えば、半分の10名が奈良県で担い手になっていただいたと仮定した場合、こういった効果が出るのですか。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 奈良県の新規就農者については、年により増減がありますけれども、年間大体60名が新規で就農しています。NAFICへの改編前の農業大学校時代ですと、JA（農協）や企業に勤める人もいましたけれども、やはりアグリマネジメント学科の卒業生の中から県内に就農していただくのが一番だと思っていますし、ひいては年間60名という奈良県の新規就農者をもっと伸ばしていくことが目標だと考えています。

○川田委員 農業だけで生計を立てようと思うのは今なかなか難しいと言われている時代で、面積等も要りますから、土地を集約して大きな土地にしようという取り組みがあると思うのです。その中において、年間60名ということは、10年で600名ふえるということですが、それだけの担い手が商売としておやりになって成り立つのかどうか、生産的コストなど、そのあたりの計算はどのようになっているのですか。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 今、新規就農されている60

名の方は、それほど大きな面積を必要としない、例えば、高収益作物であるイチゴや葉物系の野菜で就農する方が多いです。スタートの時点で20アール、30アールでスタートされる方が多くて、3年目、4年目である程度安定してくると50アールぐらいに拡大するパターンが多いかと思っています。仮に、50アールで営農をそれなりにきちんとうまくやれば、平均的ですが、約500万円の所得になります。

ただ、川田委員がおっしゃったように、誰もが全員それで成功するわけではありません。奈良の農業者に限った話ではないですけれども、新規就農者も3割ぐらいが成功しないで農業を去っていくというデータもあります。他産業の新卒者も同じぐらいと認識していますけれども、その率をできるだけ下げるべく、丁寧なケアが必要だと思っています。

○川田委員 土地は限りがありますので、今60名と書いていますけれども、年々たっていけば、どんどんふえていくわけであって、おのずとして土地の限界の壁にぶつかってしまうわけです。

そこで思うのが、以前でしたら、日本の農業というのは特徴があって、全て何かと併用しながら仕事を二次的にやられているのが多いわけです。今の経済のことですから、あしたのこと、あさってのことはなかなかわかりにくいですが、金融政策の効果も出てきて、失業率が非常に低くなってきて、完全雇用ももう間近ではないかという状況です。ここを越えていくと今度は労働力不足になってくるということは、よい方向で見れば、二次的な仕事も今後ふえてくる可能性はあるわけです。

だから、固定観念で固まってしまうのではなくて、その辺の動向も見ながら、今後の行政としての施策を考えていくべきではないかと考えているわけですが、その点のご見解はいかがでしょうか。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 川田委員がおっしゃったとおり、昭和のころからずっと、ほかの産業に従事しながら農業にも労働力を供給してきた兼業農家の寄与が大きいかと思います。

奈良の地においても、先ほどの年間新規就農者60名は今後、数としては絶対的に不足してくると思います。と申しますのは、兼業農家を含め、奈良の農地を今耕している方の大半が50歳以上が9割ぐらいになっており、この方が徐々にリタイアしていくに当たって、年間60名という人材供給は、奈良の農業分野では絶対的に不足していくからです。

そうした中で、もちろんきちんとした専業農家をふやしていくのもそうですし、規模を

拡大してくのもそうでしょうけれども、川田委員がおっしゃったような併用しながらというか、従来で言う兼業農家というタイプにとどまらない、農業だけではなくてほかの産業、ほかの分野に携わっている人、サラリーマンを退職した人など、あらゆる分野から農業に携わっていきけるやり方を追求していく必要があるのではないかと感じています。

○川田委員 おっしゃるとおりだと思います。NAFICの話がそれてしまって、農業政策のほうに入ってしまったと思いますけれども、どちらにしても、兼業農家等は切っては切れない関係だと思っていますので、そういったマッチング等も考えていく必要があると思います。それともう一つは、土地の集約化といっても一気に進むものではありませんし、去年から集約化を進めようと農地中間管理機構を利用しても、進捗率はわずかです。努力はされているのですけれど、なかなか簡単に進むものではないということから考えると、考える枠が非常に狭くなっていってしまう状況に、今あるのではないかと思うわけです。もちろん放棄される農地も多いし、相続問題も絡んでくるので、余計枝が広がって、整理するのが本当に大変でしょう。いろいろな問題を抱えて大変なことだと思うのですけれど、それも含めて、NAFICも趣旨はいいと思うのですが、これにどれだけのお金を投じて、どれだけの効果を考えているのかといえば、逆に補助金という手もあり、箱物ばかりに頼るという施策は維持費もかかりますから、今後の元気な奈良県という前提を置いた場合に、元気な奈良県になっていくためには、有効かつ効率的な資金の使い方を、もう一度ここで一旦立ちどまって考えていく必要があるのではないかと思います。

今、ファシリティマネジメントの努力をしておられますけれども、これも一言で言ってしまうと維持管理費の縮小ではないですか。そういったことも考えれば、NAFICをやったからといって、県民にとってどれだけのプラス効果があるのか、地道にやっていたらいけないものも、たくさんあるのはわかっているので、その辺をもう再度練り直すということも必要ではないですか。その点、いかがですか。

○小坂農林部次長担い手・農地マネジメント課長事務取扱 従来から、農業大学校はありましたし、大半の県に農業大学校はありますけれども、特に奈良県のNAFICについては、一昨年に新しい建物もつくって、相当のお金をかけているわけです。そのことについては、まさに川田委員がおっしゃったように、県民に意味があると感じてもらえる成果を出していくとともに、そういう説明をきちんとしていくことは本当に必要なことだと思っています。

○川田委員 NAFICといえば、これも続いて言おう思っていました、オーベルジュ

の指定管理をやられています。

これも先日聞いて、これは一体何の効果があるのかいろいろ考えてみて、説明を受けたりしても、やはりよくわからないのです。ここでお願いしたいのが、何の効果を求めて、どれだけのお金を投入して、そして、どれだけの効果を目指しているのかということ、明確にさせていただきたい。そして、明確にさせていただいた上で、何年たって、その効果があらわれない場合にはどうするか、執行者責任はどうなるのかということまで、明確にさせていただく必要があると思うのです。この間も言いましたけれども、そこにお金をどんどん突っ込んでも、例えば、その市のする場合ならいいと思うのですけれども、広域行政である県で、その一部のところだけをしたからといって、何の効果があるのかはよくわからないわけです。行政学等を勉強していたら、その辺は一番最初に考える項目になってくるとは思いますので、一旦立ちどまって、今一度再考してみることは重要ではないかと思うのです。

歳入の審議の際もお話ししましたけれども、奈良県の場合は、これから人口減少が著しく始まっていくわけで、ジェットコースターでいえば山から下りかけたところに現状いますから、本当に体で実感してくるのは、ここ数年後からです。人口がいきなり減ってきたと体感するのはそれぐらいの時期だと思うのですけれども、そうなってきた場合に、生産労働力もちろん減りますし、県だけでなく国全体で減るから、GDP（国内総生産）はAI（人工知能）でカバーできたらなど、いろいろ言っていますけれど、それもふたをあけてみないとわからない話です。だから、そうなれば、当然交付税も減ってくるし、税収も減ってきて、経済規模、行政規模自体が小さくなっていくというのが、誰が見てもわかっている話ではないですか。関係者ではわからない人間は多分いないと思います。それから考えたら、こういった大きな箱物をやっていく場合に、このお金があれば、次の警察本部の質疑でも言おう思っていましたし、先日も言いましたけれども、制服1枚買う金が予算でけちられているのです。優先順位をもう一回見直した中でやっていかないと、どんどんどんどん拡大していきますが、それは一体、香芝市、北葛城郡のような県の西側のところや、南部の人に、一体何の効果があるのですか。公正公平な観点から物事を取り組んでいただく必要があると思います。

今、飼料用米などもたくさんつくっていると聞きますが、あのようなものも相殺した施策のかぶった、帳消しになっているような政策ではないですか。あれにどれだけのお金が使われているか、別のものに回したらかなり大きな予算規模にもなると思いますので、そ

のあたりも考えていただきたいと思うのですけれど、一旦立ちどまって、今後の農業の政策を再考していくところに、今、来ているのではないかと思うわけですが、福谷農林部長いかがですか。

○福谷農林部長 農政全般的なことを踏まえてのご質問と受け取らせていただきました。

今おっしゃったように、状況は常に変化をしている部分があって、その都度、その都度のニーズに合わせて政策はしていかなければという意識は常に持っています。ですから、きょうの午前中にもお話がありましたように、川上サイドだけを見ていいものをつくれというだけではなく、今や、それを実際に売る、川下の対策までやっていかなければならないことも、大きな流れの中の一つであると理解をしています。そういった意味から、そのときに例えば農政サイドに対して、どういうニーズがあるのかは的確に把握をした上で対応していかなければいけないと。ですから、見直すなどではなしに、その状況に的確に対応していく考え方を持って対応していきたいと思っています。以上です。

○川田委員 よくわからない答弁ですけれども、簡単に言えば、きちんとした目標を決めてください。それから、先ほどアカウントビリティーの話をしましたけれども、どれだけの効果が出て、何を求めているのか、その時点でこれだけのお金を投入してこんな効果ならばやめておこうという判断も出てくるではないですか。けれど、多目に見積もってやっていたら、先ほどの「ときのもり」みたいに、7パーセントの設定も甘かったと、間違っていたとは言っていないですが、甘かったということもあるわけで、これが、PDCAサイクルの本来の検証をやっていくという意味ではないですか。だから、まずそこをしっかりと立てていただかないと、その場、その場の状況に応じてやっていくという考え方はまた少し違うと思いますので、やはり税金を払っているのは県民の皆さんですから、するのであれば、自分の会社で、自分の利益を上げたマネジメントでやっていただきたいと申し上げておきます。次回、設定目標等をお聞きしますので、よろしくお願いします。

それから次は、奈良市の保安林についてです。保安林の指定をやっておられますけれども、先日、奈良市が火葬場を建設されるに及んで、公の書類として公表されていた仕様の中で、保安林の位置を設定して書いてありました。これを確認すると、専門家等いろいろ交えた中で、関係者の聞き取りなどをやった上で、調査して確認したからこれで間違いないとおっしゃっている事件がありました。

ところが、事務関係から見たら、これは奈良県が権限をお持ちの事務ですので、奈良市が勝手に保安林の場所を決めて、勝手にここが保安林の場所だと決めつけて言うてしまう

ことはあり得ないと思っています。そのことで、わからない部分もありましたので、担当の方にいろいろと教えていただいたら、大体理解できてきたのですけれども、奈良市がここだと言われる、火葬場を建設される近くの保安林の場所について、その後、何か申請などはありましたでしょうか。

○阪口森林整備課長 奈良市から、おっしゃっている場所の保安林の申請をしたいというお話は、今のところはありません。

○川田委員 これも長くやるつもりはありませんが、1点だけ確認で、答弁の記録に残したいという意味もありますので、聞きますが、奈良市が勝手に県の指定と明らかに違う場所を保安林だといっており、場所の違いも地図で見ていただいたと思うのです。これはあくまでも県の事務だから、県が指定しているのが正しい位置であって、変更する場合は全て県の許可をとらなければいけないから、勝手にここだというのは、これは絶対あり得ないという解釈でよろしいでしょうか。

○阪口森林整備課長 川田委員のおっしゃるとおり、現時点では、県が管理している保安林の位置が保安林でして、もしそれを変えるとなれば、奈良市から申請が上がってきてから、それを見て県が判断をしてからということになります。以上です。

○川田委員 その点については、保安林が別の場所にあったら、規制がかかっているところがかかっていないことになってしまうような、いろいろな間違いも出てきますので、そこは監視をしっかりとしていただき、きちんとした形でやっていただきますようお願いいたします。

それでは、次は警察本部についてです。初日の決算審査特別委員会で指摘しましたのですけれども、他の都道府県に比べて、奈良県の警官1人当たりの予算を算出すると非常に少ない。先日も兵庫県に行ったのですけれども、阪神大震災にかかる費用の返済がすごい額なので、警察だけではなくて、全体的に抑えておられます。けれども、奈良県警察は、制服も防弾チョッキも、すり切れたりぼろぼろになっていたり、今にも破けるのではないかという状態で、年間1枚しか支給がないということも聞きました。決算審査特別委員会ですから、いろいろな分野でこの箱物がどうのこうのなど、いろいろ議論をしてきていますけれども、他の都道府県といつも比べられますので、今回比べてみると、かなり少ないです。聞いた話なので、どこまで本当かわからないですが、本当にあれだけの重労働をやっておられるのに、制服1枚しか支給がないというのは事実ですか。ご説明をお願いできないでしょうか。

○星場警務部長 警察官の制服については、奈良県警察官被服の支給及び装備品の貸与に関する条例等に基づき支給をしているものです。

県警察では、新規採用時に支給するものに加えて、年に1度、警察官全員に対して制服等などの希望調査を行いまして、制服の使用頻度などを勘案して、必要なものに対しては支給をしています。平成28年度には、全部で約4,200点の制服を支給しています。また、この他にも、制服が汚れたり、破れたりした場合には、警察官の申告に応じて、その都度交換をしています。平成28年度には2,100点の制服を交換したところです。

川田委員からご指摘のあった防弾チョッキですが、これは耐刃防護衣といって、街頭活動を行う警察官が受傷事故防止のために着用しているものです。耐刃防護衣を着装すると、制服の肩のところなどがすれて毛玉になったり、傷んでしまうことがありますし、実際、トラブルの対応や、被疑者の逮捕等の職務執行時にも制服が傷んだり、破れたりすることがあります。耐刃防護衣の着用時に、制服の生地が痛まないように改良を重ねておりますけれども、どうしても活発に活動すると、制服が傷んでしまう状況があります。警察官の申告により、新しい制服に交換しても、すぐに傷んでしまう状況があります。ですので、予算の範囲内で職員が端正な服装を保てるように、今後も制服を必要とする警察官に、必要なものが支給できるように努めていきたいと思っております。

○川田委員 ご説明いただいたところ、大体事実だということがわかったのですが、今の話からいっても、これは完全に消耗品で、何年も着られるというものではありません。今、新たなものを支給と言われましたが、聞くところによると、言い方が適切かどうかはわかりませんが、先輩のお古を回しながら使っているようですね。県の県警本部の予算も、警察官一人当たりの予算も、兵庫県を除けば奈良県はかなり安い。大阪府ならば、計算したら全体の約9%、正確には8.8%の予算がついているのですが、奈良県の場合は、警察予算は全体の6%しかないのです。今は制服の話を出しましたが、全体的にかなり少ないです。今まで潤沢にお金があって、急に少なくなったのならばまだわかるのですが、こういった状態が今まで続いてきているということは、警察も当然いろいろな備品も要りますし、かなり疲弊した組織になってきてしまっているのではないかと、考えるわけです。

これは警察本部だけに関わることではないかもしれませんが、基金が1,650億円もあるのに、税金を集めてお金を積んで、そして、お金がない、お金がないということで予算を削っている。これは考え方からして改めるべきだと思っています。この県警本部の予

算執行はあまりにも低く、士気にも関係してくる問題でもあるかと思えます。厳しい中で、犯罪の取り締まりを行っていただいている現状を考えた場合、この予算ではあまりにも低く、それならば、ほかの部局も全部同じようにすべきとなってきますので、その点について、安田警察本部長に聞くのが適切かどうかわかりませんが、この予算についてのご見解をお示しいただければと思います。

○安田警察本部長 川田委員には、大変厳しい環境の中で、治安の維持のために日夜頑張っている一線の警察官に対して、エールを送っていただいたものと受けとめさせていただきたいと思えます。

川田委員からご指摘いただいたとおり、奈良県の警察予算については、全国的に見てもかなり厳しい状況にあると認識しています。こうした中であっても、県警察としては、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現のために、必要な予算については、先ほどの制服の予算も含めて、しっかりと措置がなされるように、今後、財政当局と真剣に折衝をしていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 ぜひ安田警察本部長、多くの方が、そういう今の言葉は非常に待望されていたのではないかと思っていますので、辻本総務部長もここにいらっしゃいますので、ぜひ真剣に適正な予算を要求をいただいて、執行していただけるようお願いを申し上げます。

それと、警察に関してはもう1点、警察法の第53条で警察署を置くとなっています。これは9月25日の総務警察委員会でお願していた資料ですが、各市町村管轄の警察署が配置されていますけれども、面積、人口、犯罪件数等もちろん関係はあるかと思えますが、この資料を見る限りは、配置人数にかなり大きな較差があるのではないかと、我々素人から見たら、そのように感じるわけです。警察官1人当たりの人口負担を見ていくと、一番多いところが奈良西警察署で、1人当たりの警察官の方が1,214名を担当というのが適切かどうかわかりませんが、割ったらその数字になります。2番目が生駒警察署で1人当たり1,113人、3番目が香芝警察署で1,025人ということで、1人当たりの管轄されている人数の多いところを上から3つだけ挙げました。下からの分はあえてこの署というのは言いませんが、極端な話、374人、379人、713人、772人など、人口などの割合で見えたら、かなり較差があるのです。先ほど言ったように、私も専門家ではありませんので、詳しくはわからないのですが、どこまでの範囲であれば公正性が保てるかといった問題になってくると思えます。このあたりについて、数字だけを

仮に住民がお知りになることがあったら、どうしてこれだけの差があるのかという疑問は必ず出てくる問題だと思いますので、そのあたりのご見解をお聞かせいただけないでしょうか。

○安田警察本部長 警察署における警察官の配置のあり方についてお尋ねです。

川田委員からご指摘のとおり、警察官1人当たりの人口負担が非常に重要な要素になることは事実です。ただ、それだけではありませんで、1人当たりが担当する面積、刑法犯の認知件数、交通事故の発生件数、そういったものを総合的に勘案をして、警察署の配置の人員については定めているところです。

川田委員がご出身の香芝警察署については、ご紹介があったとおり、警察官1人当たりの人口負担については、12警察署の中で3番目に高いということですが、一方で、1人当たりの面積負担、刑法犯認知件数は比較的低い状態です。こうしたことを総合的に勘案して、必要な人員を配置しているところです。

ただ、いずれにしても、それぞれの管轄区域の人口の増減や治安情勢の変化をしっかりと分析、検討して、それぞれの警察署に適正な人員が配置がなされるように、不断の見直しを行っていきたいと考えています。

そして、最適な人員配置のもとで、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に、全力で取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○川田委員 そのあたりは、専門的にわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

住民から見られたら、同じ人口規模の中でなぜこれだけ警察官の人数が違ふのかということ、いろいろな事件事案も変わつてきていることでもありますので、その点は安田警察本部長に厳しく見ていただくようお願いを申し上げて、この質問に関しては終わります。以上です。

○中村委員長 ほかに質問もないようですので、これをもちまして、午前の部、南部東部振興、農林部及び警察本部の審査を終わります。

なお、入れかえのために午後の部は1時50分から再開したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

しばらく休憩します。